

平成26年7月
防 衛 省

防衛省における建設工事の契約保証の見直しについて

当省が発注する全ての建設工事については、契約の際、受注者が工事を完成できなくなった場合の担保として、請負代金に対して一定割合以上の契約保証を付す制度をとっています。

これまでは、その割合を請負代金の30%以上としており、保証手段も履行ボンド(公共工事履行保証証券)による保証に限定していました。このため、地元企業や地元自治体からは受注機会の拡大を阻害するとして、保証割合を引き下げよう要望がなされていました。

今般、平成26年8月1日以降に入札公告に付す工事から、保証の割合を現行の30%から10%に引き下げ、原則として請負代金の10%以上とすることといたしました。

また、この見直しに伴い、保証手段についても、これまでの履行ボンドに加え、契約保証金の納付、有価証券等の提供、銀行等による保証、履行保証保険による保証も可能となり、保証手段の選択の幅も広がることとなります。

これらにより地元企業の受注機会の拡大に資するものと考えています。

なお、WTO基準額以上の工事又は特段の事情があるものについては、従来どおりといたします。

〈 問い合わせ先 〉(代表 048-600-1800)
北関東防衛局 調達部
河本 調達計画課長 (内線 2410)

契約保証制度の概要イメージ（参考）

